**令和７年度第２回葉山町国民健康保険運営協議会議事録**

日　時：　令和７年８月２７日（水）　13時30分～14時20分

場　所：　葉山町役場　３階　議会協議会室２

出席者：　委員５人　（傍聴者１人）

**１　開　会**

　会長あいさつ

　　国民健康保険運営協議会規則第３条第３項の規定により、委員２分の１以上が出席のため本会議は成立

同第５条第２項の規定により、会議録署名委員を２名選出

**２　議　題**

**議題１　令和７年度国民健康保険特別会計決算（案）について**

（事務局）それでは令和6年度国民健康保険特別会計決算（案）についてご説明させていただきます。

令和6年度国民健康保険特別会計決算（案）につきましては、9月3日から開会される葉山町議会9月

定例会議に議案提出をする予定となっております。

冊子になっております、令和7年度第2回葉山町国民健康保険運営協議会資料をご覧ください。

おめくりいただきまして1ページ目。

歳入の概要についてです。

詳細については3ページ以降でご説明させていただきます。

1 国民健康保険料、被保険者の皆様から納めていただく国民健康保険料です。

2　使用料及び手数料については、保険料の納付済みの証明書の発行手数料。

3　国庫支出金についてはマイナ保険証に関する国庫補助金の収入です。

4　県支出金につきましては、町の保険給付費給付費に要した費用を県から交付される普通交付金分と市

町村ごとの実績や取り組み状況が点数化され、その点数によって配分される保険者努力支援分などの特別交付金です。

5　財産収入、国民健康保険事業運営基金の利子収入となります。

6　繰入金、一般会計及び基金からの繰入金になります。

7　繰越金は前年度の剰余金になります。

8　諸収入は延滞金の収入分や、預金利子収入、第3者行為の加害者求償分、その他雑入になります。

以上、令和6年度の歳入総額として、予算現額35億9,254万6千円に対し、収入済み額34億5,462

万1千円で、96.2％の収入率となっております。

おめくりいただきまして2ページをご覧ください。

歳出の概要についてでございます。

こちらも詳細は7ページ以降でご説明させていただきます。

1. 総務費、職員や会計年度職員の人件費や保険料賦課・徴収に関する事務費、運営協議会の報酬等にな

ります。

1. 保険給付金給付費につきましては、被保険者の医療費に係る保険者負担分にあたる一般被保険者等の

療養給付費、出産一時金や葬祭費などです。

1. 国民健康保険事業費納付金につきましては、神奈川県が県内の保険料必要額を、市町村ごとの医療費

水準や所得水準水準等で按分し、決定された納付金を神奈川県に納付するものでございます。

4　保健事業費につきましては、特定健診やその結果の保健指導などの支出になります。

5　基金の積立金です。

6　公債費については一時借り入れ金などになりますが、支出はございませんでした。

7　諸支出金については、転出や社会保険加入などにより多く納め過ぎた国民健康保険料をお返しする還

付金や返納金などになります。

9　予備費です。

以上歳出総額は予算現額35億9,254万6千円に対し、支出済み額34億739万6千円減で、執行率

は94.8％となっております。

表の下の黒い太字の数字をご覧ください。

歳入決算額と歳出決算額の差を実質収支額といいますが、令和6年度は4,722万5千円でございまし

た。この額については、この後の議案２　令和7年度9月補正で繰越金として扱います。

続いて3ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

右側に数字が2つ上下に点線で並んでまして、下段が括弧書きとなってると思いますが、上段は6年

度の決算額、下段は5年度の決算額となっております。

１　国民健康保険料、6年度決算額は7億5,758万2千円で、5年度から1,079万3千円の増となってお

ります。

2　総務手数料は保険料の納付済みの証明書を発行したことによる手数料で、6年度は6件ございました。

1. 国庫支出金は決算額105万8千円で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、個人番号の下4桁を含む個人情報の通知を行い、その経費、特に郵便代ですが、国が負担する社会保障税番号制度システム整備費補助金として交付されたものです。

5年度はマイナンバーカードの周知広報に伴うチラシの印刷委託料で、1万１千円の歳入となりまし

た。

4　県支出金は、決算額21億8,723万9千円で5年度より1億4,089万円の減となっております。

町の保険給付費相当額にある普通交付金と、市町村ごとの実績や取り組みの状況が点数化され、その

点数によって配分される保険者努力支援などの特別交付金を歳入したものです。

おめくり頂きまして4ページです。

5　財産収入につきましては、国民健康保険運営基金の運用利子2万9千円を歳入しました。

1. 一般会計繰入金につきましては、決算額3億4,842万8千円で、一般会計からの繰入金を歳入したも

のです。前年度から1,362万6千円の減となっております。

世帯の所得に応じた保険料の軽減分を公費負担する基盤安定制度繰入金、産前産後保険料、出産育

児一時金などの繰入金となっております。

続きまして5ページです。

繰入金については国民健康保険事業運営基金から1億1千万円を繰り入れいたしました。

7　繰越金は5年度に生じた剰余金で4,742万2千円となっております。

8　諸収入です。保険料の納期限を過ぎたことによる延滞金208万6千円。

その下、国民健康保険の特別会計の預金利子が6千円。

その下、交通事故等などの第三者行為による加害者からの納付金が28万6千円。

一番下、返納金として　項目2　になりますけども、出産育児一時金返納金。こちらについては、本来は社会保険であったにもかかわらず、誤って国民健康保険を使った方が出産一時金を受け取ったことが判明しましたので、返納してもらった分が48万2千円でした。

おめくり頂き6ページになります。

健康保険事務指定市町村交付金ですが、国民健康保険ではない方の、日雇いの方の事務手続きを町が

代行してやっておりますので、その事務手数料をけんぽ協会から1千円収入したものでございます。

続きましてお隣、歳出の概要になります。

7ページをご覧ください。

１　総務費、保険料の賦課、徴収等の経費である国民健康保険運営事業は、決算額605万3千円。

滞納整理業務を行った会計年度任用職員の徴収強化事業が決算額680万9千円。

国保連合会への委託料である共同電算処理事業が350万7千円。

国保連合会負担金が81万7千円。

一番下段、国民健康保険運営協議会事業が、報酬として9万円の支出がありました。

おめくりいただきまして8ページです。

被保険者の医療費に係る保険者負担分にあたる一般被保険者等の療養給付費が、決算額18億1,709万

2千円で、前年度より1億3,776万8千円の減となっております。

被保険者の減少が主な原因と思われます。

その下、柔道整復師の施術や、保険証を持たずに治療を受けた場合等に保険者負担分を払い戻す療養

費でございます。決算額1,502万円で、前年度より12万3千円の減となっております。

その下　審査支払手数料、レセプトを診療報酬明細の審査手数料が決算額855万7千円です。

8ページ一番下、一般被保険者高額療養費です。医療費の自己負担分が高額になった場合、限度額を超

えた分を支給する高額療養費の支給額が決算額2億7,737万2千円で前年度より2,277万円の減とな

っております。

続きまして9ページです。

一番上、医療費と介護の合計が自己負担額を超えた分を開始する高額介護合算療養費は36万4千円。

その下、一般被保険者移送費については、支出はございませんでした。

その下、出産一時育児期一時金。

被保険者の出産について1児につき50万円を支給する出産育児一時金は、953万3千円で166万4千

円の減。

おめくりいただきまして10ページです。

亡くなった被保険者について、喪主に5万円を支給する葬祭費は決算額210万円でした。

その下、コロナに対する傷病手当金は令和5年5月８日で終了していますが、時効が2年ございます

ため、予算立てしているものです。支出はございませんでした。

その下、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度から国保制度改革による保険者都道府県化により、

町が県に対して支払うことになったこととなった納付金であり、県全体の保険料収納必要額が市町

村ごとの医療費水準や所得水準等で按分され、決定されたものを県に支出いたしました。

お隣11ページをご覧ください。

特定健診事業が2,107万5千円、その結果に伴う保健指導事業が17万6千円の決算額となりまし

た。

5　基金積立金事業は1億1,702万9千円。

6　公債費、一時借り入れ等はございませんでした。

おめくりいただき12ページです。

7　諸支出金。

他市町村への転出や社会保険加入などに伴い、多く納め過ぎた保険料をお返しする還付金が377万4

千円でした。

その下、国庫支出金等返納金ですが、項目1　「令和5年度健康保険組合等出産一時金臨時補助金の額

に伴う返還金」とは、出産育児一時金が令和5年度より1件42万円から50万円に引き上げられたこ

とについて、令和5年度に限り1件5千円が町に補助された国の補助金です。

その下の項番2、「令和5年度社会保障・税番号制度システム整備等補助金の額の確定に伴う返還金」

とは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業の経費を国が負担する補助金で

す。

１、2番いずれとも額の確定に伴い、6年度で精算分として返還したものになります。

一番下、一般会計繰出金。マイナ保険証の移行に伴い、個人番号の下4桁を含む個人情報を被保険者

の方に通知いたしましたが、その抽出作業の経費を一般会計から支払うため、国民健康保険特別会計から繰り出しを行ったものです。78万6千円となりました。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして13ページをご覧ください。

国民健康保険の概況になります。

（2）加入状況です。

右端の色がついてる部分をご覧ください。

6年度末時点の国民健康保険の加入者世帯数が4,219世帯、被保険者数が6,378人で、前年度より134

世帯減、347人の減となっております。

団塊の世代が後期高齢者に移行したこと、社会保険・厚生年金の適用拡大があることから、国保加入者

の減少傾向は今後も続くものと見込まれます。

（3）保険料率です。

コロナ禍では料率はほぼ据え置きましたが、コロナ後には上昇しております。

7年度の料率は5月にご審議いただきましたが、6年度と同率とさせていただきました。

（4）保険料調定収納状況です。

右下の色のついてる部分、収納率93.9％は、6年度の保険料を徴収したものになります。

その下24.6％は、5年度以前の滞納分を徴収し、合計86.8％で前年度より0.5％の減となっておりま

す。

（5）国民健康保険運営事業基金、同じく右下に色がついておりますが、6年度の基金残高は4,633万円

となっております。

（6）医療費です。コロナ禍では受診控えがありまして、医療費は少なくなっておりますがコロナ後は医

療費が増加しております。1人当たりの医療費は医療の高度化、高額化などで高い水準となっており

ます。

おめくりいただきまして14ページです。

歳入歳出の決算額を棒グラフにしたものです。

先ほども触れましたが、コロナ禍では医療費が抑制されましたが、コロナ後は、医療費が増加し、5

年度がピークとなっております。6年度の決算額は5年度に比べて減少しておりますが、先ほども触

れました通り、被保険者数の減少が原因と思われます。

1５、１６ページはこのグラフのもとになる数値となりますので、後程ご覧いただければと思います。

以上で歳入歳出決算及び国保の状況の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【ご質疑・ご意見】

（委員）　収納率が93.9％、という説明を受けましたけれども、徴収業務に680万9千円支出していま

すが、決算額に見合う費用対効果はあったのでしょうか？

（事務局）　会計年度任用職員を2名雇用し、滞納してる被保険者を訪問して徴収業務を行ったもので

す。滞納金が取れる場合もあれば、取れない場合もございます。

ただ徴収の努力をしなければ徴収率は上がらないので、費用対効果というよりはまずは徴収率を上げる努力をさせていただく、というところにまず力を入れさせているところであります。その結果徴収率は若干ではありますが、伸びている状況でございます。

（委員）6年度は一般会計から1億1,000万繰入しました。私が知る範囲では7,000万とか8,000万の

繰入の規模だったのですけれども、令和5年度は1億3,000万、令和6年度は1億1,000万で私自身は決してこれが高い、とは考えていませんが、この後1億1,000万円という規模の繰入が続くのでしょうか？

（事務局）5年度は1億3,000万、６年度は1億1,000万で今年度の予算ベースでは7,000万の一般会

計からの繰入とさせていただいきました。コロナ禍には大体7,000万円をベースに繰入金とさせて

いただきました。

国は、国民健康保険の運営に係る赤字補てんの為の一般会計からの繰入金は削減すべき、としてい

るところですが、保険料率を抑制及び国保制度の安定運営のために、一般会計からの繰入金を継続

している状況であり、今後どういう形になっていくかはその時の国保の運営状況等を見ながら適切

に対応していきたい、と考えております。

（委員）収入は、国、県からの補助金等があると思います。県の補助金の額というのは、保険料に合わせ

て決定されるのでしょうか？

（事務局）基本的に国民健康保険特別会計について、歳出は療養給付費や、県への納付金等で総額が決定

し、歳入は国や県の補助金を充当している一般会計からの繰入金等があり、最終的に歳出に見合う

ように国民健康保険料を決定しております。

そのために毎年、保険料率を見直すような形で調整をさせていただいています。

**【議題２】令和７年度国民健康保険特別会計９月補正予算（案）について**

（事務局）議題2　令和7年度国民健康保険特別会計9月補正予算(案)についてご説明させていただきます。

令和7年度9月補正予算につきましても、9月3日から開会される葉山町議会9月定例会議に議案提出をする予定となっております。

お手元の資料A4横、令和7年度国民健康保険特別会計9月補正予算(案)をご覧ください。

左下に再左側、歳入の下側に色がついてると思いますが、その一番右側、4725という数字がご覧いただけるかと思いますが、この数字は先ほどご説明した6年度の歳入から歳出を引いた数字とイコールとなっております、6年度の剰余金になります。

予算で4千万円をとっておりますので、残り722万5千円を増額補正させていただくものでございます。

右側の支出です。

722万5千円のうち、700万円を基金に積み立て、残り225万円を予備費に充て、歳入歳出補正総額として722万5千円を補正させていただくものでございます。

もう1枚の縦の紙の方の7年度補正予算案についてご覧ください。

ページの上半分が歳入、下半分が歳出となります。

先ほどご説明したものの説明書となります。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

**【ご質疑・ご意見等なし】**

**【審議結果】**

議題１　令和６年度国民健康保険特別会計決算（案）について、ご承認頂いた。

議題２　令和7年度国民健康保険特別会計９月補正予算（案）について、ご承認頂いた。

**【議題３】その他**

こども子育て支援金の制度概略と負担額の見込み、7月被保険者証の一斉更新の

結果、委員改選について、次回の運営協議会の予定をお伝えした。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上